**平成２７年（フ）第１１５４号**
横浜市南区大岡２丁目10番５号
債務者　平塚あけ美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２７８号**
横浜市青葉区梅が丘39番地12　プラシード梅が丘305
債務者　牧野　栄祐
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２８１号**
横浜市港北区鳥山町436番地　岡本ハイツ101
債務者　本多久雄こと　韓　　点洙（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２８６号**
横浜市瀬谷区相沢４丁目14番地１　ニューハイツアカネ202
債務者　山谷　房徳
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２９４号**
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番８―402号
債務者　稲垣　友美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１３０９号**
横浜市都筑区荏田南５丁目21番30―302号
債務者　土井　勝美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３２号**
熊本県人吉市瓦屋町1625番地　立野団地３－４－６
債務者　松本ふさこ
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２７年（フ）第３５号**
熊本県球磨郡あさぎり町須恵1789番地１　ミンナーホームＤ号室
債務者　佐々木かおり
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２７年（フ）第１８５号**
静岡県浜松市中区早出町200番地の４　シティハイツ杉浦201、前住所静岡県浜松市中区高林２丁目13番７号　テックハウジングⅡ１Ａ
債務者　ヤサノリ　バンデルレイこと　ヤサノリ　バンデルレイ　エウスタキオ
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１８６号**
静岡県袋井市国本2254番地の２　雇用促進住宅１棟　201号室、前住所静岡県袋井市川井1355番地の１　ユタカハイツＡ　206
債務者　ヤサノリ　アレサンドラ
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１２４３号**
横浜市栄区笠間２丁目17番36号　エーデルハイムＦ103
債務者　倉田　陽造
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１号**
栃木県下都賀郡野木町大字友沼4780番地４　グランドソレーユＤ棟、従前の住所茨城県猿島郡境町大字伏木1375番地１
債務者　マルフクこと　福島　太一
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第６４号**
沖縄県うるま市石川東恩納1130番地２　安谷屋アパート101号室
債務者　福原　竜二（旧姓棚原）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 免責許可決定

**平成２７年（フ）第１７６号**
盛岡市中太田新田25番地688　エコロジーピノキオⅡ101号
破産者　立花　育枝
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第１７号**
山形県新庄市大字松本275番地
破産者　阿部　厚史
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２７年（フ）第１９号**
山形県新庄市本町６番11号　グループホームポラリス、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字角川785番地６
破産者　大山　　求
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部